

(3) 老人保健施設療養及び老人訪問看護の状況

老人保健施設療養及び老人訪問看護の年度別推移は表15のとおりである。平成12年4月以降、介護保険制度の施行に伴い、老人保健施設療養は老人保健制度の給付対象ではなくなり、老人訪問看護も老人保健制度の給付対象としての範囲が縮小している。

平成19年度の老人訪問看護の件数は33万件、費用額は239億円であり、前年度に比べそれぞれ4.7%の増加、6.5%の増加となっている。

表15 年度別老人保健施設療養及び老人訪問看護の状況

	年 度	老 人 保 健 施 設 療 養						老人訪問看護	
		計	対前年度比	入 所	対前年度比	通 所	対前年度比		対前年度比
			%		%		%		%
実 額 (億円)	昭和63年度	26	…	26	…	0	…	・	・
	平成元年度	253	864.2	251	866.8	2	613.6	・	・
	平成2年度	619	145.1	607	142.1	12	544.2	・	・
	平成3年度	970	56.7	941	55.1	29	134.8	・	・
	平成4年度	1,442	48.6	1,375	46.0	67	134.2	5	…
	平成5年度	1,888	31.0	1,769	28.7	119	78.9	29	515.1
	平成6年度	2,582	36.7	2,359	33.4	223	86.7	86	199.5
	平成7年度	3,259	26.2	2,913	23.5	346	55.2	174	101.7
	平成8年度	4,198	28.8	3,646	25.2	553	59.8	323	85.8
	平成9年度	5,285	25.9	4,476	22.8	809	46.3	479	48.3
	平成10年度	6,426	21.6	5,520	23.3	906	12.0	657	37.2
	平成11年度	7,436	15.7	6,330	14.7	1,106	22.1	858	30.6
	平成12年度	670	-91.0	568	-91.0	102	-90.8	235	-72.6
	平成13年度	-2	-100.3	-2	-100.3	-0	-100.1	191	-18.4
	平成14年度	-1	…	-1	…	0	…	192	0.3
	平成15年度	-1	…	-1	…	-0	…	174	-9.6
	平成16年度	-0	…	-0	…	-0	…	190	9.6
	平成17年度	-0	…	-0	…	—	…	205	7.5
	平成18年度	-0	…	-0	…	—	…	225	9.8
平成19年度	—	…	—	…	—	…	239	6.5	
1 人 当 たり 実 額 (円)	昭和63年度	288	…	286	…	3	…	・	・
	平成元年度	2,698	835.6	2,678	838.0	20	592.4	・	・
	平成2年度	6,362	135.8	6,238	132.9	125	519.8	・	・
	平成3年度	9,592	50.8	9,310	49.3	282	125.9	・	・
	平成4年度	13,744	43.3	13,108	40.8	637	125.8	45	…
	平成5年度	17,352	26.2	16,254	24.0	1,097	72.4	264	492.7
	平成6年度	22,762	31.2	20,797	27.9	1,965	79.1	759	187.3
	平成7年度	27,494	20.8	24,575	18.2	2,919	48.5	1,465	93.0
	平成8年度	33,751	22.8	29,307	19.3	4,444	52.2	2,594	77.1
	平成9年度	40,610	20.3	34,394	17.4	6,216	39.9	3,679	41.8
	平成10年度	47,235	16.3	40,574	18.0	6,660	7.1	4,827	31.2
	平成11年度	52,418	11.0	44,620	10.0	7,798	17.1	6,045	25.2
	平成12年度	4,534	-91.3	3,845	-91.4	689	-91.2	1,588	-73.7
	平成13年度	-11	-100.2	-11	-100.3	-0	-100.1	1,243	-21.7
	平成14年度	-8	…	-8	…	0	…	1,206	-2.9
	平成15年度	-5	…	-5	…	-0	…	1,122	-7.0
	平成16年度	-2	…	-2	…	-0	…	1,283	14.4
	平成17年度	-0	…	-0	…	—	…	1,443	12.5
	平成18年度	-0	…	-0	…	—	…	1,661	15.1
平成19年度	—	…	—	…	—	…	1,844	11.1	

(4) 医療費の支給の状況

医療費の支給費用額の年度別推移は表 16 のとおりである。平成 19 年度における医療費の支給費用額は合計で 1,345 億円であり、前年度に比べ 1.2%増加している。老人医療費総額に占める割合は 1.2%である。

医療費の支給のうち最も大きい割合を占める柔道整復師の施術は 861 億円であり、前年度に比べ 3.7%減少している。費用額で医療費の支給に占める割合は 64.1%である。

1 人当たり医療費の支給費用額は 10,371 円で、前年度に比べ 5.5%増加している。そのうち、柔道整復師の施術は 6,644 円で、前年度に比べ 0.4%増加している。

表 16 年度別医療費の支給の状況

年 度	医療費の支給費用額								1人当たり医療費の支給費用額							
	計		柔道整復師の施術(再掲)		アソマ・マッサージ(再掲)		ハリ・キョウ(再掲)		計		柔道整復師の施術(再掲)		アソマ・マッサージ(再掲)		ハリ・キョウ(再掲)	
	億円	対前年度比 %	億円	対前年度比 %	億円	対前年度比 %	億円	対前年度比 %	円	対前年度比 %	円	対前年度比 %	円	対前年度比 %	円	対前年度比 %
昭和 58 年度	578	...	170	...	11	...	14	...	7,721	...	2,271	...	150	...	182	...
昭和 59 年度	764	32.1	222	30.5	14	28.9	15	6.5	9,766	26.5	2,838	25.0	185	23.4	186	2.0
昭和 60 年度	902	18.1	265	19.3	17	16.2	16	7.4	11,057	13.2	3,248	14.4	206	11.4	191	3.0
昭和 61 年度	1,030	14.2	296	11.9	18	9.0	19	19.6	12,140	9.8	3,494	7.6	216	4.8	220	15.0
昭和 62 年度	1,168	13.4	319	7.5	19	3.5	20	7.7	13,263	9.3	3,618	3.5	215	-0.3	228	3.8
昭和 63 年度	1,295	10.9	359	12.8	18	-7.1	21	6.6	14,255	-7.5	3,957	9.4	194	-9.9	236	3.3
平成元年度	1,440	11.2	414	15.2	18	1.2	21	-4.2	15,381	7.9	4,422	11.8	191	-1.8	219	-7.1
平成 2 年度	1,522	5.7	476	14.9	18	2.4	22	6.6	15,638	1.7	4,889	10.6	188	-1.5	225	2.5
平成 3 年度	1,632	7.2	550	15.5	20	9.3	24	10.2	16,138	3.2	5,434	11.2	197	5.2	238	6.0
平成 4 年度	1,625	-0.4	621	13.0	23	16.7	27	10.1	15,496	-4.0	5,919	8.9	222	12.5	253	6.1
平成 5 年度	1,534	-5.6	659	6.2	26	13.3	28	5.6	14,099	-9.0	6,056	2.3	243	9.2	257	1.8
平成 6 年度	1,438	-6.3	706	7.1	31	17.2	29	3.9	12,673	-10.1	6,221	2.7	273	12.4	257	-0.3
平成 7 年度	1,223	-14.9	755	6.9	37	18.3	30	3.1	10,319	-18.6	6,366	2.3	309	13.2	253	-1.3
平成 8 年度	1,094	-10.6	835	10.7	45	22.9	32	6.4	8,793	-14.8	6,714	5.5	362	17.1	257	1.4
平成 9 年度	1,072	-2.0	861	3.1	55	22.5	33	2.9	8,240	-6.3	6,620	-1.4	423	17.1	253	-1.6
平成 10 年度	1,101	2.7	894	3.8	63	14.5	34	3.0	8,092	-1.8	6,575	-0.7	464	9.5	249	-1.5
平成 11 年度	1,168	6.1	945	5.6	71	12.0	36	6.9	8,235	1.8	6,661	1.3	498	7.4	255	2.5
平成 12 年度	1,271	8.8	986	4.3	85	21.0	39	8.0	8,601	4.4	6,670	0.1	578	16.1	264	3.7
平成 13 年度	1,277	0.5	1,010	2.5	106	24.3	43	8.8	8,289	-3.6	6,556	-1.7	689	19.2	276	4.3
平成 14 年度	1,352	5.9	1,047	3.6	129	21.2	56	31.9	8,489	2.4	6,572	0.2	808	17.3	352	27.6
平成 15 年度	1,342	-0.8	1,005	-4.0	148	14.9	74	31.4	8,668	2.1	6,490	-1.2	955	18.2	476	35.2
平成 16 年度	1,348	0.4	979	-2.6	170	14.8	87	17.8	9,082	4.8	6,597	1.6	1,144	19.8	585	22.9
平成 17 年度	1,342	-0.4	943	-3.7	192	13.0	98	12.5	9,468	4.2	6,651	0.8	1,353	18.2	688	17.7
平成 18 年度	1,329	-1.0	895	-5.1	222	15.5	107	9.9	9,827	3.8	6,614	-0.6	1,638	21.0	793	15.1
平成 19 年度	1,345	1.2	861	-3.7	258	16.6	119	10.9	10,371	5.5	6,644	0.4	1,992	21.6	917	15.7

(5) 一部負担金等の状況

一部負担金等の年度別推移は表 17 のとおりである。平成 19 年度における一部負担金等の総額は 1 兆 61 億円であり、老人医療費総額に占める割合、すなわち一部負担割合は 8.9%である。診療種別にみると、入院は 3,518 億円で 6.7%、入院外は 3,700 億円で 10.4%、歯科は 402 億円で 12.0%などとなっている。

また、所得区分別の内訳をみると、一定以上所得者（定率 3 割負担の者）の一部負担金等は 1,656 億円で一部負担割合は 18.1%、一定以上所得者以外（定率 1 割負担の者）の一部負担金等は 8,406 億円で一部負担割合は 8.1%となっている。

表 17 年度別一部負担金等の状況

	年 度	合 計	診 療 費				薬剤の 支 給	食事療養 生活療養	老 人 訪 問 看 護	医療費 の支給	高 額 医療費
			計	入 院	入院外	歯 科					
実 額 (億円)	昭和58年度	525	519	158	339	22	・	・	・	7	・
	昭和59年度	564	556	171	360	25	・	・	・	8	・
	昭和60年度	603	594	186	381	27	・	・	・	9	・
	昭和61年度	792	782	284	464	33	・	・	・	11	・
	昭和62年度	1,671	1,652	764	828	59	・	・	・	19	・
	昭和63年度	1,769	1,747	810	873	64	・	・	・	22	・
	平成元年度	1,848	1,824	842	914	68	・	・	・	24	・
	平成2年度	1,937	1,911	866	972	73	・	・	・	26	・
	平成3年度	2,120	2,090	956	1,054	80	・	・	・	29	・
	平成4年度	2,687	2,651	1,321	1,235	96	・	・	0	35	・
	平成5年度	3,118	3,076	1,524	1,439	112	・	・	1	41	・
	平成6年度	3,792	3,251	1,585	1,544	122	・	494	2	44	・
	平成7年度	4,627	3,382	1,607	1,643	132	・	1,198	5	42	・
	平成8年度	5,067	3,622	1,684	1,788	151	・	1,384	9	52	・
	平成9年度	6,394	4,597	2,041	2,375	181	108	1,605	13	71	・
	平成10年度	7,840	5,797	2,675	2,910	213	275	1,647	17	104	・
	平成11年度	8,597	6,392	2,994	3,151	247	376	1,691	23	115	・
	[臨時特例措置分 実質患者負担分]	[875]	[609]	[-]	[608]	[1]	[266]	[-]	[-]	[-]	[0]
	平成12年度	7,722	5,783	2,994	2,543	246	110	1,691	23	115	・
	[臨時特例措置分 実質患者負担分]	[8,528]	[6,378]	[2,825]	[3,269]	[284]	[489]	[1,530]	[7]	[126]	[-0]
平成13年度	1,186	762	-	760	2	424	-	-	-	-	
[臨時特例措置分 実質患者負担分]	[7,342]	[5,616]	[2,825]	[2,509]	[282]	[65]	[1,530]	[7]	[126]	[-0]	
平成14年度	9,336	7,182	3,304	3,480	398	468	1,566	8	129	-18	
平成15年度	10,175	7,655	3,452	3,750	453	954	1,540	13	142	-129	
平成16年度	10,320	7,898	3,527	3,916	456	1,577	1,466	18	143	-782	
平成17年度	10,018	7,670	3,490	3,749	431	1,617	1,449	19	146	-881	
平成18年度	9,913	7,517	3,471	3,634	412	1,676	1,441	20	144	-885	
平成19年度	9,849	7,459	3,449	3,611	399	1,733	1,394	23	148	-908	
平成19年度	10,061	7,620	3,518	3,700	402	1,901	1,418	25	160	-1,063	
医療費に 占める 割合 (%)	昭和58年度	1.58	1.62	0.89	2.53	2.89	・	・	・	1.15	・
	昭和59年度	1.56	1.60	0.87	2.56	2.80	・	・	・	1.07	・
	昭和60年度	1.48	1.52	0.83	2.47	2.58	・	・	・	1.02	・
	昭和61年度	1.79	1.84	1.17	2.74	2.84	・	・	・	1.04	・
	昭和62年度	3.46	3.58	2.91	4.45	4.74	・	・	・	1.64	・
	昭和63年度	3.43	3.56	2.92	4.37	4.71	・	・	・	1.67	・
	平成元年度	3.33	3.47	2.86	4.20	4.73	・	・	・	1.70	・
	平成2年度	3.27	3.43	2.82	4.17	4.48	・	・	・	1.74	・
	平成3年度	3.31	3.50	2.96	4.10	4.52	・	・	・	1.79	・
	平成4年度	3.87	4.12	3.77	4.53	4.67	・	・	3.42	2.18	・
	平成5年度	4.18	4.49	4.15	4.87	5.05	・	・	3.36	2.68	・
	平成6年度	4.65	4.48	4.15	4.86	4.93	・	26.63	2.83	3.09	・
	平成7年度	5.19	4.45	4.13	4.79	4.87	・	25.62	2.88	3.41	・
	平成8年度	5.21	4.41	3.98	4.86	4.89	・	28.73	2.71	4.79	・
	平成9年度	6.22	5.38	4.62	6.26	5.47	1.93	32.96	2.68	6.62	・
	平成10年度	7.20	6.52	5.72	7.54	6.06	3.98	33.15	2.66	9.48	・
	平成11年度	7.28	6.75	6.04	7.65	6.32	4.27	33.06	2.65	9.81	・
	[臨時特例措置分 実質患者負担分]	[0.74]	[0.64]	[-]	[1.48]	[0.03]	[3.02]	[-]	[-]	[-]	[0]
	平成12年度	6.54	6.11	6.04	6.18	6.29	1.25	33.06	2.65	9.81	・
	[臨時特例措置分 実質患者負担分]	[7.61]	[6.74]	[5.82]	[7.81]	[6.76]	[4.62]	[33.16]	[2.84]	[9.88]	[...]
平成13年度	1.06	0.81	-	1.82	0.04	4.01	-	-	-	-	
[臨時特例措置分 実質患者負担分]	[6.56]	[5.93]	[5.82]	[5.99]	[6.73]	[0.61]	[33.16]	[2.84]	[9.88]	[...]	
平成14年度	8.01	7.33	6.57	8.05	9.02	3.76	33.48	3.92	10.13	...	
平成15年度	8.67	7.88	6.74	9.05	10.02	6.86	32.84	6.65	10.53	...	
平成16年度	8.86	8.26	6.80	9.89	10.81	10.72	31.56	10.17	10.64	...	
平成17年度	8.65	8.12	6.70	9.77	10.76	10.68	31.13	10.08	10.81	...	
平成18年度	8.51	7.96	6.57	9.63	10.71	10.62	30.79	9.98	10.73	...	
平成19年度	8.75	8.15	6.66	9.99	11.27	11.13	35.11	10.22	11.13	...	
平成19年度	8.92	8.37	6.74	10.41	11.98	11.70	36.57	10.55	11.91	...	

(注) 1. 老人訪問看護の欄は基本利用料である。
 2. 食事療養・生活療養の欄は、標準負担額から標準負担額差額を差し引いたものである。
 3. 平成11年度及び平成12年度の括弧内は、上段は薬剤臨時特例措置による国の支給分(再掲)であり、下段はその分を差し引いた実質の患者負担分(再掲)である。

表 17 (付表) 年度別一部負担金等の状況 (再掲 所得区分別)

	年 度	合 計	診 療 費				薬剤の 支 給	食事療養 生活療養	老 人 訪 問 看 護	医療費 の支給	高 額 医療費	
			計	入 院	入院外	歯 科						
一 定 以 上 所 得 者	実額 (億円)	平成17年度	1,038	828	326	444	58	202	68	2	21	-84
		平成18年度	1,372	1,096	387	629	79	300	78	3	26	-131
		平成19年度	1,656	1,383	453	827	103	422	90	5	39	-283
	医療費に占め る割合 (%)	平成17年度	14.93	14.74	11.58	17.69	19.88	19.87	34.34	16.29	19.90	...
		平成18年度	16.87	16.65	11.63	21.52	24.28	24.49	39.63	18.82	22.99	...
平成19年度	18.09	18.80	11.93	25.75	29.65	29.60	41.25	21.42	29.59	...		
一 定 以 上 所 得 者 以 外	実額 (億円)	平成17年度	8,875	6,689	3,145	3,190	354	1,474	1,372	18	123	-802
		平成18年度	8,477	6,363	3,062	2,981	320	1,433	1,316	20	122	-777
		平成19年度	8,406	6,236	3,064	2,873	299	1,479	1,327	21	121	-779
	医療費に占め る割合 (%)	平成17年度	8.10	7.53	6.28	9.06	9.95	9.99	30.61	9.53	9.95	...
		平成18年度	8.11	7.49	6.31	8.98	9.95	9.98	34.85	9.50	10.02	...
平成19年度	8.11	7.45	6.33	8.89	9.95	9.98	36.25	9.48	9.99	...		

3 老人医療費、老人医療受給対象者数等の推移（旧制度分を含む）

ア 表 18 は、老人福祉法に基づく旧老人医療費支給制度の開始された昭和 48 年度から、昭和 57 年度の老人保健法の施行をはさみ、平成 19 年度までの老人医療受給対象者数及び老人医療費総額並びに 1 人当たり老人医療費を示したものである。

老人医療受給対象者数は、平成 19 年度は 1,297 万人であり、昭和 48 年度の 424 万人の約 3.1 倍となっている。老人医療費は、平成 19 年度は 11 兆 2,753 億円であり、昭和 48 年度の 4,289 億円の約 26.3 倍となっている。そして、1 人当たり老人医療費は、平成 19 年度は 87 万円であり、昭和 48 年度の 10 万 1 千円の、約 8.6 倍となっている。

表 18 老人医療受給対象者数及び老人医療費の推移

	老人医療受給対象者数		老人医療費		1人当たり老人医療費	
	千人	伸び率 %	億円	伸び率 %	千円	伸び率 %
昭和 48 年度	4,237	…	4,289	…	101	…
昭和 49 年度	4,493	6.0	6,652	55.1	148	46.3
昭和 50 年度	4,700	4.6	8,666	30.3	184	24.5
昭和 51 年度	4,894	4.1	10,780	24.4	220	19.5
昭和 52 年度	5,146	5.1	12,872	19.4	250	13.6
昭和 53 年度	5,408	5.1	15,948	23.9	295	17.9
昭和 54 年度	5,675	4.9	18,503	16.0	326	10.6
昭和 55 年度	5,907	4.1	21,269	14.9	360	10.4
昭和 56 年度	6,158	4.3	24,281	14.2	394	9.5
昭和 57 年度	6,465	*5.0	27,487	*13.2	425	*7.8
昭和 58 年度	7,491	*15.9	33,185	*20.7	443	*4.2
昭和 59 年度	7,823	4.4	36,098	8.8	461	4.2
昭和 60 年度	8,157	4.3	40,673	12.7	499	8.1
昭和 61 年度	8,484	4.0	44,377	9.1	523	4.9
昭和 62 年度	8,805	3.8	48,309	8.9	549	4.9
昭和 63 年度	9,084	3.2	51,593	6.8	568	3.5
平成元年度	9,363	3.1	55,578	7.7	594	4.5
平成 2 年度	9,732	3.9	59,269	6.6	609	2.6
平成 3 年度	10,112	3.9	64,095	8.1	634	4.1
平成 4 年度	10,488	3.7	69,372	8.2	661	4.4
平成 5 年度	10,884	3.8	74,511	7.4	685	3.5
平成 6 年度	11,345	4.2	81,596	9.5	719	5.1
平成 7 年度	11,853	4.5	89,152	9.3	752	4.6
平成 8 年度	12,440	5.0	97,232	9.1	782	3.9
平成 9 年度	13,013	4.6	102,786	5.7	790	1.1
平成 10 年度	13,605	4.5	108,932	6.0	801	1.4
平成 11 年度	14,186	4.3	118,040	8.4	832	3.9
平成 12 年度	14,778	4.2	111,997	-5.1	758	-8.9
平成 13 年度	15,405	4.2	116,560	4.1	757	-0.2
平成 14 年度	15,926	3.4	117,300	0.6	737	-2.7
平成 15 年度	15,480	-2.8	116,523	-0.7	753	2.2
平成 16 年度	14,838	-4.2	115,763	-0.7	780	3.7
平成 17 年度	14,176	-4.5	116,443	0.6	821	5.3
平成 18 年度	13,527	-4.6	112,594	-3.3	832	1.3
平成 19 年度	12,966	-4.1	112,753	0.1	870	4.5

(注) 老人医療費は、昭和 58 年 1 月以前は旧老人医療費支給制度の対象者に係るものであり、昭和 58 年 2 月以降は老人保健法による医療の対象者に係るものであって、老人保健制度の創設に伴う対象者の拡大のため 56 年度と 57 年度、57 年度と 58 年度は単純に比較できない。

イ 表 19 は、老人医療費と国民医療費、国民所得との対比を示したものである。老人医療費の国民医療費に対する割合は、平成 18 年度は 34.0%であり、昭和 48 年度の 10.9%の約 3.1 倍となっている。老人医療費の国民所得に対する割合は、平成 19 年度は 3.01%であり、昭和 48 年度の 0.45%の約 6.7 倍となっている。

表 19 老人医療費と国民医療費の推移

	老人医療費		国民医療費		老人医療費の 国民医療費に 対する割合	国民所得に対する割合	
	実数	伸び率	実数	伸び率		老人医療費	国民医療費
	億円	%	億円	%	%	%	%
昭和 48 年度	4,289	…	39,496	16.2	10.9	0.45	4.12
昭和 49 年度	6,652	55.1	53,786	36.2	12.4	0.59	4.78
昭和 50 年度	8,666	30.3	64,779	20.4	13.4	0.70	5.22
昭和 51 年度	10,780	24.4	76,684	18.4	14.1	0.77	5.46
昭和 52 年度	12,872	19.4	85,686	11.7	15.0	0.83	5.50
昭和 53 年度	15,948	23.9	100,042	16.8	15.9	0.93	5.82
昭和 54 年度	18,503	16.0	109,510	9.5	16.9	1.02	6.01
昭和 55 年度	21,269	14.9	119,805	9.4	17.8	1.05	5.89
昭和 56 年度	24,281	14.2	128,709	7.4	18.9	1.15	6.07
昭和 57 年度	27,487	*13.2	138,659	7.7	19.8	1.25	6.30
昭和 58 年度	33,185	*20.7	145,438	4.9	22.8	1.43	6.29
昭和 59 年度	36,098	8.8	150,932	3.8	23.9	1.48	6.21
昭和 60 年度	40,673	12.7	160,159	6.1	25.4	1.56	6.13
昭和 61 年度	44,377	9.1	170,690	6.6	26.0	1.66	6.37
昭和 62 年度	48,309	8.9	180,759	5.9	26.7	1.71	6.41
昭和 63 年度	51,593	6.8	187,554	3.8	27.5	1.70	6.17
平成元年度	55,578	7.7	197,290	5.2	28.2	1.72	6.12
平成 2 年度	59,269	6.6	206,074	4.5	28.8	1.70	5.92
平成 3 年度	64,095	8.1	218,260	5.9	29.4	1.73	5.88
平成 4 年度	69,372	8.2	234,784	7.6	29.5	1.88	6.36
平成 5 年度	74,511	7.4	243,631	3.8	30.6	2.02	6.60
平成 6 年度	81,596	9.5	257,908	5.9	31.6	2.18	6.89
平成 7 年度	89,152	9.3	269,577	4.5	33.1	2.38	7.20
平成 8 年度	97,232	9.1	284,542	5.6	34.2	2.55	7.48
平成 9 年度	102,786	5.7	289,149	1.6	35.5	2.69	7.57
平成 10 年度	108,932	6.0	295,823	2.3	36.8	2.95	8.02
平成 11 年度	118,040	8.4	307,019	3.8	38.4	3.24	8.43
平成 12 年度	111,997	-5.1	301,418	-1.8	37.2	3.01	8.11
平成 13 年度	116,560	4.1	310,998	3.2	37.5	3.23	8.61
平成 14 年度	117,300	0.6	309,507	-0.5	37.9	3.30	8.70
平成 15 年度	116,523	-0.7	315,375	1.9	36.9	3.25	8.81
平成 16 年度	115,763	-0.7	321,111	1.8	36.1	3.18	8.82
平成 17 年度	116,443	0.6	331,289	3.2	35.1	3.18	9.05
平成 18 年度	112,594	-3.3	331,276	-0.0	34.0	3.01	8.87
平成 19 年度	112,753	0.1	…	…	…	3.01	…

- (注) 1. 国民医療費は、厚生労働省大臣官房統計情報部「平成 18 年度 国民医療費」による。
2. 国民所得は、昭和 54 年度以前は内閣府「国民経済計算年報 平成 12 年版」、昭和 55 年度から平成 7 年度までは内閣府「国民経済計算年報 平成 17 年版」、平成 8 年度以降は内閣府「国民経済計算年報 平成 21 年版」による。
3. 老人医療費は、昭和 58 年 1 月以前は旧老人医療費支給制度の対象者に係るものであり、昭和 58 年 2 月以降は老人保健法による医療の対象者に係るものであって、老人保健制度の創設に伴う対象者の拡大のため 56 年度と 57 年度、57 年度と 58 年度は単純に比較できない。

4 老人医療費の負担の状況

老人医療に要する費用は、当初、一部負担金等を除いた給付費のうち70%が保険者の拠出金によってまかなわれ、残りの30%は、国が20%、都道府県及び市町村が5%ずつの負担となっていた。

平成3年改正では、老人保健施設療養費等について公費負担割合が50%に引き上げられた。平成12年4月には介護保険制度の施行に伴い、従来の老人医療において介護的要素の強い医療とされていたものは老人医療の給付対象から外れ、要介護者に対する介護サービスとして、介護保険から給付されることとなった。これにより、老人医療の公費負担割合は再び全て30%となった。

そして、平成14年改正により、一定以上所得者にかかる医療費は公費負担なしとなり、一定以上所得者以外にかかる医療費の公費負担割合は平成14年10月から毎年10月に4%ずつ引き上げられ、平成18年10月以降は50%となることになった。また、国、都道府県及び市町村の負担の比率は、4:1:1で変わらないこととされている。

なお、平成19年度の保険者の医療費拠出金については下図の算定方式により算定する。

(各保険者の医療費拠出金額)

$$\begin{aligned} &= \left[\left\{ (\text{各保険者の医療給付費}) - (\text{各保険者の調整対象外医療費}) \right\} \right. \\ &\quad \times (\text{各保険者の加入者調整率}) + (\text{各保険者の調整対象外医療費}) \left. \right] \\ &\quad \times \left[1 - (\text{各保険者の特定費用率}) \right] \times \frac{50}{100} \\ &+ \left[\left\{ (\text{各保険者の医療給付費}) - (\text{各保険者の調整対象外医療費}) \right\} \right. \\ &\quad \times (\text{各保険者の加入者調整率}) + (\text{各保険者の調整対象外医療費}) \left. \right] \\ &\quad \times (\text{各保険者の特定費用率}) \\ &- \text{負担調整対象額} + \text{負担調整額} \end{aligned}$$

※ 請求遅れ等の医療費については、現物給付は診療月の公費負担割合、現金支給は支給決定月の公費負担割合という従来の扱いに則る。

- (注) 1. 加入者調整率 = $\frac{\text{全保険者平均老人加入率}}{\text{各保険者の老人加入率}} \times \text{補正係数}$
2. 老人加入率が100分の1.18未満の保険者は100分の1.18(下限)とする。
3. 負担調整対象額 = (負担調整前拠出金額 - 公費負担相当分控除後の老人医療給付費) - 負担調整基準額
負担調整基準額 = (負担調整前拠出金額 + 老人以外の医療に関する給付費 + 退職拠出金額 + 日雇拠出金額) × 負担調整基準率
負担調整基準率: 100分の25
4. 負担調整額 = (負担調整前拠出金額 - 負担調整対象額) × 負担調整加算率

$$5. \text{ 特定費用率} = \frac{\text{各保険者の特定費用額}}{\text{各保険者の老人医療給付費}}$$